

[事案 28-305] がん診断給付金等支払請求

・平成 30 年 3 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

がん診断給付金等を請求したところ、約款上の支払理由に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が直腸腺腫の病名で手術を受け、入院したことから、平成 18 年 3 月に契約したがん保険に基づき、診断給付金、入院給付金および手術給付金を請求したところ、約款上の支払理由に該当しないとして不支払いとされたが、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 診断書には、「上皮内腺腫瘍、Ⅲ度」と記載されており、これは「ICD-0」コード「8148/2」で、第 5 桁目の数字として「2」が付されており、保障の対象となるはずである。
- (2) 主治医は ICD-0 コード分類に精通しておらず、また、保険会社が主治医に求めたとされる回答書の「ICD-10」、「ICD-0」の記載は主治医の筆跡と異なることから、同回答書の信用性は乏しく、この記載によって保障の対象外とする判断は誤っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書には「直腸腺腫（上皮内新生物：上皮内腺腫瘍、Ⅲ度）」と記載されているが、直腸腺腫は臨床上也 ICD-0 分類上も良性新生物であることから、確認のため医学的な見解を求めたところ、主治医から提出された回答書には、ICD-10 の基本分類コードおよび ICD-0 の第 5 桁コードは「/0」とあり、約款に規定する上皮内新生物に該当しなかった。
- (2) 上記回答書に添付されていた病理組織検査レポートを確認した結果、約款上の上皮内新生物の要件を満たす情報がなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の状況等を確認するため、被保険者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の疾患は本契約の保障対象であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。